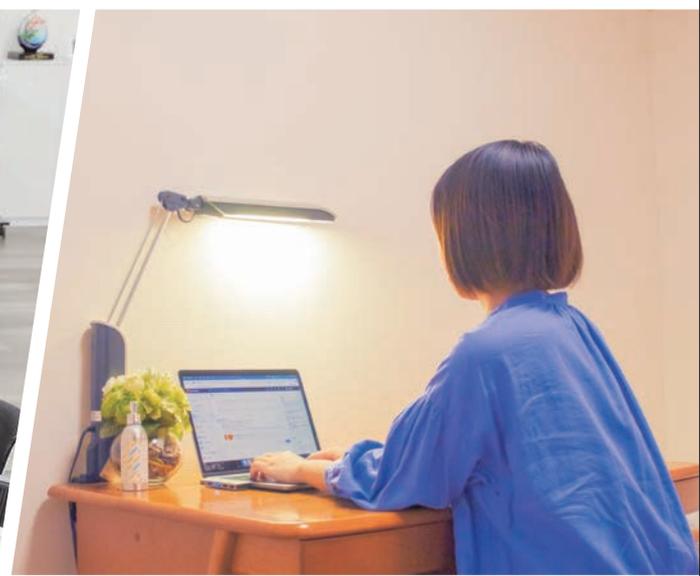


会社の健康、社員から。社員の健康、暮らしから。

仕事と生活の バランス

vol.53
Summer

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会
ひょうご仕事と生活センター



| CONTENTS |

特集 | ICTを活用したテレワーク（在宅勤務）の推進

4 | 県政トピックス 5 | ワーク・ライフ・バランス関連書籍紹介 6 | センターからのお知らせ
7 | 助成金ナビ 8 | information

ICTを活用したテレワーク（在宅勤務）の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、ワークスタイルは急激に変わりつつあります。「3密」を避ける働き方としてテレワークが注目を浴び、在宅勤務を制度として導入する企業が増加しています。

このニーズに応えるため、ひょうご仕事と生活センターでは2021年度から「仕事と生活の調和推進環境整備支援助成金」に新たなワークスタイルの導入を目的として、在宅勤務に使用するパソコンなどに「タブレット端末」を追加し、当該端末の購入費用も助成対象としました。この助成金の活用方法をご紹介します。

■ テレワークとは

◆ 定義

情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間に制約されない柔軟な働き方のことです。

◆ 形態

- ・在宅勤務：通勤時間を要しない、自宅で仕事をする働き方
- ・モバイルワーク：出張先、移動中の場所、訪問先で仕事をし、業務の効率化を図ることができる働き方
- ・サテライトオフィス勤務：共同テレワークセンターや自社専用サテライトオフィスで仕事をする働き方



■ テレワーク導入に必要なもの

ICT環境（リモートアクセス）	コミュニケーション	労務管理	セキュリティ対策
クラウド型アプリ、 リモートデスクトップなど	Web会議ツール (Zoom、Teamsなど)	就業規則 勤怠管理システム	VPN ユーザ認証システム

■ 助成金の対象

◆ 勤務形態

形態	在宅勤務	モバイルワーク	サテライトオフィス
助成金の利用可否	○(可)	×(不可)	×(不可)

◆ 用途

設置・利用場所	初めて在宅勤務をする方の自宅	初めて在宅勤務を導入する事業所
対象設備や機器、備品など	<ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップパソコン ・ノートパソコン、タブレット端末 ・Wi-Fi・ルーター、無線LAN機器、Hub ・プリンター、スキャナー、マウス 	<ul style="list-style-type: none"> ・VPN装置 ・リモートWOL装置 ・UTMなど

◆ 限度額

用途欄に記載の設備や機器、備品の購入費用の2分の1（限度額200万円）

◆ 申し込み方法

事業の着手1～2カ月前にセンターに相談をお願いします。※詳細はセンターホームページをご覧ください



社員の自主性を尊重した自由度の高い勤務スタイルを推進

コムネット株式会社(神戸市中央区)

代表取締役社長 五十嵐 晃治さん



弊社は主にレーザー加工機の販売とソフトウェアの開発を行っています。部署は開発、営業・メンテナンス、カスタマーサポーター、管理の4つ。コロナ禍の影響で、昨年11月から主に開発と管理を対象に在宅勤務制度を導入しています。出社は月3日程度、勤怠管理はサイボウズのアプリを使っています。社員の自主性を重んじており、所定の労働時間さえ満たしていれば、働く場所・時間帯は自由で、日報も提出させていません。たまに「出社した方がはかどる」と言う者もいますが、多くは「通勤のストレスがない在宅の方が良い」と感じているようです。



難点は“飲みニケーション”が減ったこと。在宅勤務では会議はZoom、それ以外は電話やメールが中心で、生のコミュニケーションがありません。コロナ前は月に3回ほど社の飲み会があり社員間の交流が盛んだだったので、物足りないという声を聞きます。

評価制度については、複数の社員が評価する「360度評価」、毎月の目標達成率の累積のほか、「社内で感謝される行動をしたか」など社独自の項目を合わせて数値化しています。今のところ在宅勤務による評価の弊害は出ていません。

社員が成長しないと社の将来はありません。一人一人がその自覚を持ち、自ら考え行動できれば、在宅勤務が中心の働き方でも問題はないと思います。

対象経費：105万円 助成金額：52万円
対象内容：パソコン購入費

社員の属性を理解し適正な目標設定と事前準備が大切

株式会社ジャム・デザイン(神戸市中央区)

代表取締役社長 網本 雅生さん



弊社は、大きなくくりで言うと広告制作会社です。最近ホームページやSNSなど告知媒体が変化しているため、商品のデータベースや会社情報も作成しています。

在宅勤務制度は当初、仕事と育児・介護の両立のため導入しましたが、コロナ禍の中、思い切って全社員に実施したところ、通勤時間分を有効活用し、仕事効率もアップにつながるなど好評です。ただ、新たな気づきや課題がいくつかあり、次のように対応しています。

①社員一人一人の属性を把握すると、本人の持病や家族の事情など、100パーセント働ける人は少ないことが分かった。そこで目標を定め、在宅でできるような



工夫をするよう言っている。

②「ずっと一人で寂しい、皆と一緒に仕事がしたい」との声があり、このような時だからコミュニケーションを取ろうと、全体朝礼を毎日ウェブで行い、スケジュールや案件の報告をしている。

③月1回の個人面談やメンタルヘルス相談窓口を設置し、業務上の希望や私的相談もできるようにしている。

④在宅勤務では業務の見える化が重要なポイントなので、勤怠管理や日報などは全てクラウド化し、誰もが見られるようにしている。

大切なことは、社員の属性をよく理解し、事前準備をすることです。コロナ終息後も在宅勤務を日常として実施できると思います。

対象経費：247万円 助成金額：123万円
対象内容：パソコン購入費

兵庫県内企業向け在宅勤務用システム基盤 「テレワーク兵庫」利用のご案内

自宅パソコンから職場パソコンにアクセスして在宅勤務できるテレワークシステム基盤「テレワーク兵庫」の利用企業を募集しています。

●対象

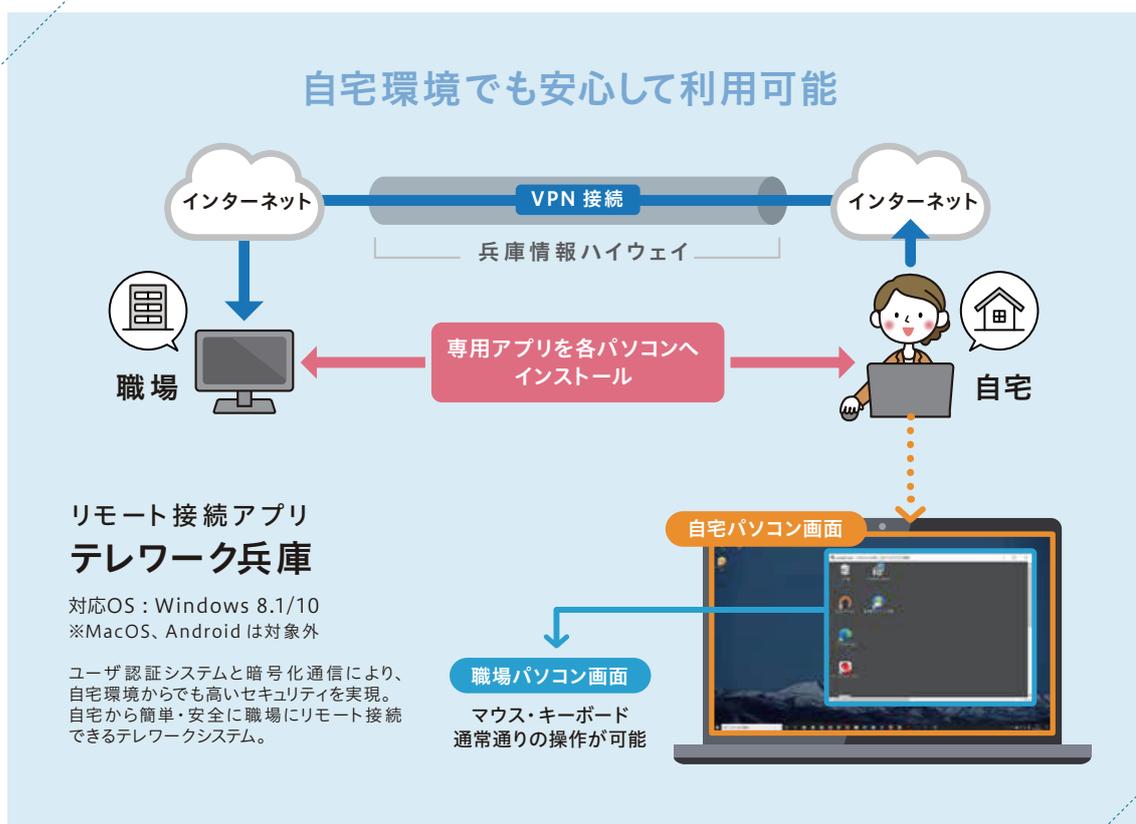
- ・ 兵庫県内の中小企業（資本金3億円以下または従業員300人以下などの条件の企業）。
- ・ 一企業あたり300人程度まで登録可能。

●利用条件

- ・ 2023年12月までの間、無償で提供します。
- ・ 企業および自宅のインターネット回線、PCなどについては自己負担でご準備ください。

●申し込み方法

- ・ 企業の経営者またはシステム管理者から申し込みください。
- ・ 応募者多数の場合は抽選で決定します。



問い合わせ先

テレワーク兵庫ヘルプデスク

Eメール : hyogo-telework@soc.pref.hyogo.jp

☎078-381-9205（平日9:00～17:30）



安心・安定の福利厚生制度 「ひょうごファミリーパック」のご案内

兵庫県では、中小企業を対象とした地域密着型の福利厚生制度「ひょうごファミリーパック」を提供しています。ニーズの高い「健康」「福利厚生」「給付」「融資」の4分野を全てカバーし、1社単独では導入困難な大企業並みの福利厚生を代行、元気の職場を応援します。法人企業だけでなく、小売商等の個人事業所、医療・福祉施設、各種団体もご加入いただけます。ぜひご活用ください。

中小企業経営者の皆様へ



…………… 経営者の方にも社員さんにも嬉しいメニューが！ ……………

- インフルエンザ予防接種補助(最大3,000円/人) 配偶者も!
- 勤続報奨金など12種類の給付金を支給
- 人間ドック補助(最大20,000円/人) 配偶者も!
- 提携施設で使える利用券24,500円分 (内、食事券等最大6,000円)
- パート・アルバイトさんの会費1/2を助成(3年間 最大9,000円/人)

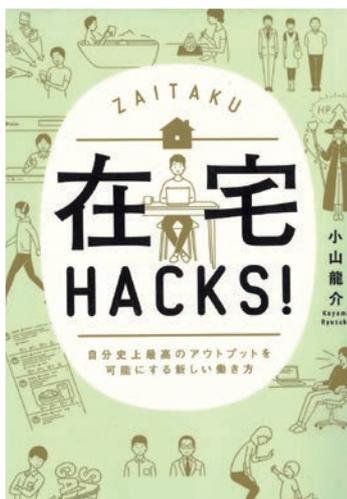
ひょうごファミリーパック

(公財) 兵庫県勤労福祉協会 共済部
〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3-28
TEL078-351-6786 FAX078-341-1520



ワーク・ライフ・バランス 関連書籍紹介

新型コロナウイルスが流行したあとのポスト・コロナ時代。在宅勤務が当たり前となる時代に、私たちの生活がどう変わるのか。在宅勤務は、単なる働く場所の選択ではありません。新しいキャリアの選択であり、人生のあり方の選択なのです(「はじめに」より抜粋)。



「在宅HACKS!」(2020年7月発行)

「IDEA HACKS!」(2006年)をはじめ、「スピーディに、楽しく、効率よく」仕事をこなすノウハウを紹介する、いわゆる“ハックシリーズ”の著書を多数刊行している著者は、新型コロナウイルスの問題を契機に、働き方や生活様式、社会の価値観が変化する中で、「自宅での生活が豊かになればなるほど気持ちも豊かになり、さらに仕事のアウトプットも豊かになるという好循環」が生まれると指摘しています。

本書では、在宅勤務において会社以上の生産性と創造性を発揮するためのアイデアとして、①環境整備 ②行動管理 ③コミュニケーション ④情報整理 ⑤メンタル&ヘルス ⑥副業の6項目に分け、89個の実践的テクニックが紹介されています。

ウィズ・コロナ社会、ポスト・コロナ時代における「ワーク・ライフ・バランス」を考える、一つのきっかけにしてはいかがでしょうか。

著者：小山 龍介 発行：東洋経済新報社

ひょうご労働図書館(兵庫県中央労働センター1階)は、労働関連の図書・資料のほか、専門書から娯楽書まで幅広いニーズに対応する“みんなの図書館”です。お気軽にご利用ください。

☎078-367-3895

ひょうご労働図書

検索

ひょうご仕事と生活の調和推進認定企業を募集しています

認定企業とは？

「仕事と生活の調和」実現に向けて、多様な働き方の導入や仕事と家庭生活の両立の促進、多様な人材の活用などに向けた取り組みを実施し、一定の成果を収めている従業員10人以上の企業・団体 ※従業員10人未満の企業・団体はセンターにご相談ください

認定対象は？

「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」に登録されている企業・団体で、当センターホームページの「Web自己診断システム」の結果が総合評価で星印(★★)2つ以上の企業・団体

認定申請方法

Step1 自己診断を実施

センターホームページの「自己診断システム」をクリックし、「認定・表彰申請用」を選択、各項目を回答する。結果を「送信」後「印刷」する。

Step2 応募書類の作成

次の3種類の認定
申請書類を作成する

- ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定申請書(様式1)
- 労働関係法令等チェックリスト(様式1「申請書」の別紙1)
- 「自己診断システム」の診断結果(写)(Step1で印刷したもの)

◆申請書類のダウンロードアドレス <https://www.hyogo-wlb.jp/promotion/entry>



Step3 認定申請書類の送付

Step2で作成した書類を「ひょうご仕事と生活センター」へ送付する

送付先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター1階
ひょうご仕事と生活センター 認定申請担当者 宛て

認定審査

選考審査会を経て認定へ

ワーク・ライフ・バランス キャッチフレーズ募集中

ワーク・ライフ・バランス(WLB)の普及を図るため、県内企業や団体でのWLBの取組を促進するキャッチフレーズを募集しています。入賞作品はカレンダーやポスターに使用するなど、あなたの作品を広く活用します。皆さまからのたくさんの応募をお待ちしています。

【募集テーマ】テレワークなど新しいワークスタイルを促進する
キャッチフレーズ

【対象】兵庫県内に在住・在勤・在学の方

【応募方法】キャッチフレーズとその説明、住所、氏名などを応募用紙、はがきまたは電子メールに記入し、センターへ郵送、FAXまたはE-mailで応募してください。QRコードからオンラインフォームでの応募もできます。

※応募方法の詳細はホームページに掲載の「募集要項」をご覧ください

オンライン
フォームは
こちら↓



(2021年卓上カレンダー)

【応募期日】2021年7月30日(金)

【表彰】グランプリ(兵庫県雇用対策三者会議賞) 1点(副賞3万円)
準グランプリ(兵庫労働局長賞・働き方改革賞) 1点(副賞1万円)
佳作(ひょうご仕事と生活センター長賞) 2点(副賞5千円)

昨年度の受賞作品

会社の健康、社員から。社員の健康、暮らしから。



あなたの作品が
カレンダーやポスターに
なります

次の1～5を全て満たしている場合、助成金の対象になるかもしれません。一度チェックし、センターに電話で確認してみましょう。

1. 前職の離職理由

Q 先月、新規で雇い入れた方の前職の退職理由は、「結婚」でした。助成金の対象ですか。

A 対象です。「結婚」以外に、「妊娠・出産・育児・介護・配偶者の転勤」が要件です。

2. 前職を離職してから再就職までの期間

Q 当社で採用するまでの離職期間は1年8カ月くらいです。対象になりますか。

A 前職を離職してから今回の雇用日までが6年以内であれば、対象です。

3. 雇用形態

Q 前職は「正社員」でしたが、当社では「フルタイムのパート」で雇用しました。この方は、雇用保険と当社が加入する健康保険、厚生年金保険の被保険者です。対象になりますか。

A 「正社員」「短時間勤務正社員」「非正社員(フルタイム)」「非正社員(フルタイム以外)」が対象のため、この方も該当します(前職もこの雇用形態が要件)。また、雇用保険と事業所が加入する健康保険・厚生年金保険の加入が必須要件です。

4. 就業規則

Q 就業規則はどこまで必要ですか。

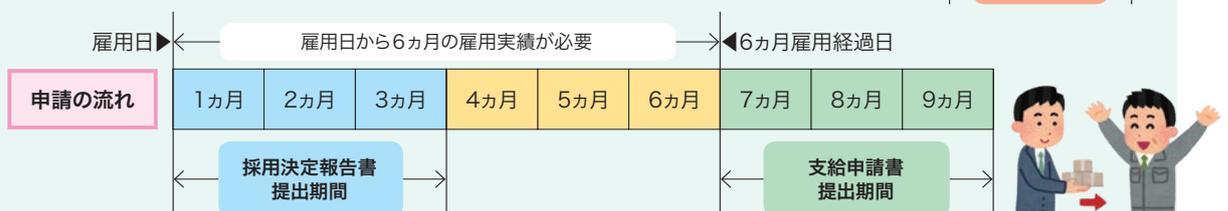
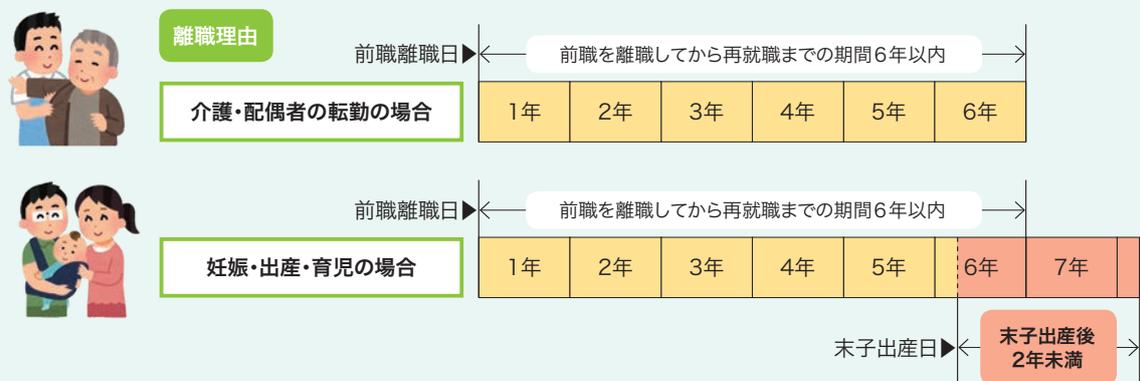
A 「労働時間関係」「賃金関係」「退職関係」について定めた就業規則と「育児・介護休業規定」に原職復帰を定めていることが必須要件です。

5. 企業規模

Q 当社は、株式会社で従業員約80人ですが、対象になりますか。

A 株式会社等の会社は常時雇用社員が100人以下、それ以外の医療法人等や個人事業主は20人以下の規模で兵庫県内の事業所が対象です。

離職してから再就職までの期間条件



中小企業の皆さんへ

ワーク・ライフ・バランス助成金をご活用ください

ひょうご仕事と生活センターでは、仕事と育児や介護などの両立支援に取り組む
中小企業の事業主の皆さんに助成金を支給しています。

※各助成金の申請には、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」への登録が必要です

中小企業育児・介護等離職者雇用助成金

- 【対象】前職を結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護で離職した人を、下記の形態で雇用した事業主
※対象労働者は申請に係る事業所加入の社会保険被保険者に限る
- 【支給額】正社員：50万円 短時間勤務正社員：40万円 非正社員（フルタイム勤務）：20万円
非正社員（フルタイム勤務以外）：10万円

中小企業育児・介護代替要員確保支援助成金

- 【対象】従業員の育児・介護休業、または、育児・介護による短時間勤務に対して代替要員を新たに雇用した事業主
- 【支給額】**■休業コース** 育児・介護休業期間中、代替要員に支給した基本給の2分の1
■短時間勤務コース 育児・介護による短時間勤務中、代替要員に支給した基本給のうち、短縮した時間相当の2分の1

※月額上限10万円、総額上限100万円。ただし、育児短時間勤務の場合、月額上限2万5千円、小学3年生まで対象

仕事と生活の調和推進環境整備支援助成金

- 【対象】女性や高齢者などの職域拡大や、多様な働き方を導入するために職場環境整備を行った事業主
- 【支給額】対象経費の2分の1以内（上限200万円）
- 【対象事例】**■職域拡大など多様な人材活用**
⇒専用トイレや更衣室、シャワー室、休憩室の整備など
- 多様な働き方**
⇒事業所内託児スペースの整備
- 新たなワークスタイルの導入**
⇒在宅勤務システムに必要な機器の整備

ひょうご仕事と生活センターのホームページから、各種申請様式や申請書の書き方などについて詳しく説明している「助成金の手引き」がダウンロードできます。

ひょうご仕事と生活センター 助成金

検索

センターの主な事業

ワンストップ相談

ワーク・ライフ・バランスに関する相談や質問を受け付けています。
(面談、電話、メールで対応)

コーディネーター、コンサルタントの派遣

コーディネーターやコンサルタントが企業を訪問し、ワーク・ライフ・バランス推進に必要な専門家の派遣など最適なサポートを提案します。

研修・実践支援の実施

相談に応じて、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた研修や担当者への実践的なアドバイスを実施します。

ICT技術相談

テレワーク導入などに向けたインフラの構築や運用について、相談に応じます。

中小企業従業員意識調査

従業員の今の職場についての意識をアンケートにより数値化し、優先的に取り組むべき課題などを把握することができます。

企業助成

ワーク・ライフ・バランスの推進を支援するための各種助成金を用意しています。

公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター1階

TEL 078-381-5277 FAX 078-381-5288 E-mail info@hyogo-wlb.jp

開館 月～金曜 9:00～17:00(祝休日、年末・年始を除く)

阪神事務所

〒660-0881 尼崎市昭和通2-6-68

尼崎市中小企業センタービル6階

TEL 06-6481-1888

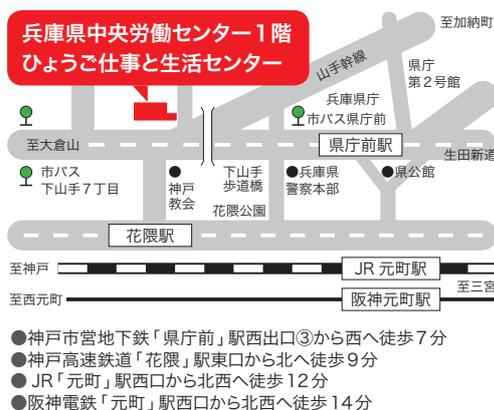
姫路事務所

〒670-0947 姫路市北条1-98

兵庫県立姫路労働会館1階

TEL 079-288-2603

携帯、
タブレットから
アクセス
できます。



<https://www.hyogo-wlb.jp/>

ひょうご仕事と生活センター

検索